

## 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

### 【1】事業者及び施設の概要

#### (1) 事業者の概要

- ・ 事業者の名称 : 医療法人社団 孝和会
- ・ 事業者の所在地 : 横浜市金沢区能見台東10番1号
- ・ 代表者の氏名 : 理事長 柳澤 和裕
- ・ 電話番号 : 045-790-5733

#### (2) 施設の概要

- ・ 施設名 : 介護老人保健施設能見台パトリア
- ・ 開設年月日 : 平成12年9月1日
- ・ 所在地 : 横浜市金沢区能見台東10番1号
- ・ 電話番号 : 045-790-5733
- ・ FAX 番号 : 045-790-5737
- ・ 管理者名 : 柳澤 和裕
- ・ 介護保険事業所番号 : 1450880013

#### (3) 当施設の目的

当施設の通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては、要支援状態）と認定されたご利用者（以下単に「ご利用者」という。）に対し、介護保険法の趣旨に従って、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を立て、実施し、ご利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

#### (4) 運営の方針

- ・ 当施設では、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、ご利用者の心身の機能の維持回復を図り、ご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ・ 当施設では、ご利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則としてご利用者に対し身体拘束を行いません。
- ・ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、ご利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ・ 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、ご利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ・ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者又はそのご家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、ご利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ・ ご利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイダンスに

則り、当施設が得たご利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じてご利用者、身元引受人等の了解を得ることとします。

## 【2】サービス内容

### (1) ご利用定員と職員の体制（令和6年4月1日）

1日の定員50名

・医師	4名	・看護職員	2名	・介護職員	19名
・理学療法士	9名	・作業療法士	7名	・言語聴覚士	2名
・管理栄養士	3名	・事務その他	13名		

### (2) 当施設職員の職務内容は、次のとおりです。

- ・ 医師、看護職員は、ご利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- ・ 介護職員は、ご利用者の通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行います。
- ・ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師、看護職及び介護職等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- ・ 管理栄養士は、ご利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行います。

### (3) (営業日及び営業時間)

- ・ 営業日  
日曜日及び12月31日から翌年1月3日を除く日を営業日とします。  
(祝日は営業します)
- ・ 営業時間  
営業日の8時30分から17時30分までを営業時間とします。

### (4) サービス提供日及び提供時間

- ・ サービス提供日は日曜日及び12月31日から1月3日を除く日をサービス提供日とします。(祝日もサービス提供します)
- ・ サービス提供時間は、サービス提供日の9時00分～16時00分とします。  
前項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要があると認める時は、営業日を変更することができることとします。

### (5) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の作成

- ・ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査を基に共同して、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を作成致します。
- ・ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの従業者は、それぞれご利用者に応じた通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、ご利用者又はご家族に対し、その内容について説明いたします。

- ・ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成することとします。
- ・ リハビリテーションを受けていた医療機関から退院したご利用者に係る通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該ご利用者に係るリハビリテーションの情報を把握するものとします。
- ・ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの従業者は、それぞれのご利用者について、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を記録します。

#### (6) 契約終了と休止

- ・ 介護認定の結果、要介護若しくは要支援と認定されなかった場合は、契約終了となります。
- ・ 長期入院等でしばらく利用が見込めず、担当ケアマネジャーから契約終了の連絡があった場合、契約終了となります。
- ・ 長期入院等でしばらく利用が見込めない場合、担当ケアマネジャーと相談の上、一時利用休止とさせていただくことがあります。その場合、再利用にあたっては、当初の利用曜日とは異なる場合があります。

#### (7) 通常の送迎の範囲

- ・ 横浜市金沢区：能見台東、能見台通、堀口、片吹、富岡西、富岡東3～6丁目、並木、長浜、西柴、金沢町、谷津町、大川、寺前1丁目、釜利谷東、釜利谷西1丁目
- ・ 横浜市磯子区：氷取沢町、上中里、杉田7～9丁目

### 【3】 利用料金

#### (1) 利用者負担の額

- ・ ご利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションのサービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務を負います。
- ・ 別紙、(介護予防)通所リハビリテーション料金表の保険給付の自己負担額と食費、教養娯楽費、日用生活品費、おむつ代等その他の費用。

#### (2) 支払い方法

- ・ 施設は、毎月15日までに前月分の請求書を発行し、ご利用者もしくは保証人はその月の27日までに現金または銀行振り込み、銀行自動引落しによりお支払い下さい。

### 【4】 施設の利用にあたっての留意事項

#### (1) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションご利用にあたっての留意事項は以下のとおりです。

- ・ 施設利用中の食事は、利用者の心身の状況・病状を考慮し、栄養状態の管理をサービス内容としているため、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととします。このため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととなります。

- ・ 飲酒は施設で提供する場合を除き禁止、喫煙は厳禁とします。
- ・ 所持品には全て名前を記入して下さい。
- ・ 金銭・貴重品は、お預かりしておりません。  
持ち込まれる場合は、ご利用者の自己管理とし当施設では責任は負いかねます。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は急変時を除いては出来ません。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

## 【5】緊急時及び事故発生時の対応

- (1) 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備しています。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行います。
- (2) 施設医師は、医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、主治医、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
  - ・ 協力医療機関  
 名称 : 金沢文庫病院  
 住所 : 横浜市金沢区釜利谷東2-6-22
  - ・ 協力歯科医療機関  
 名称 : エムズ歯科クリニック 磯子  
 住所 : 横浜市磯子区中原 3-5-22

## 【6】職員の質の確保

- (1) 職員の研修機会を確保し、サービスの向上を図ります。

## 【7】要望及び苦情相談

- (1) 苦情は、当施設へ直接申立てるほか、金沢区役所 高齢・障害支援課、横浜市福祉調整委員会又は国民健康保険団体連合会へ申し立てることが出来ます。
  - ・ 金沢区役所 高齢・障害支援課介護保険担当  
 電話 045-788-7868 FAX 045-786-8872
  - ・ 横浜市福祉調整委員会事務局  
 電話 045-671-4045 FAX 045-681-5457
  - ・ 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課  
 電話 045-329-3447 FAX 0570-033-110

## 【8】禁止事項

- (1) 当施設では、多くの方に安心してご利用していただくために、ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の宗教活動」は禁止します。